平成２５年（フ）第１３３２号
福岡市中央区荒戸３丁目３番48―903号
債務者　長光　賢治
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３３５号
福岡市南区老司１丁目26番１―304号
債務者　門林千穂子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３４０号
福岡市城南区七隈５丁目16番33―101号
債務者　山本　洋子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３４７号
福岡市早良区東入部６丁目19番27号
債務者　唐津屋尚樹
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３４８号
福岡市早良区東入部６丁目19番27号
債務者　唐津屋順子（旧姓渕上）
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３７２号
福岡市南区清水３丁目22番６―101号
債務者　泉　　大悟
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３８４号
福岡市博多区吉塚２丁目21番５号
債務者　重松　康博
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４１号
長崎県長崎市入船町470番地３
債務者　中山礼緒奈
1　決定年月日時　平成25年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６７号
長崎県長崎市本尾町16番12号　プチメゾン祝103、旧住所長崎県長崎市三原１丁目18番８号　平山ハイツ101号室
債務者　武野　深里（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成25年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７０号
鹿児島県出水市五万石町94番地のぞみアパート201号、前住所鹿児島県薩摩川内市上川内町4110番地６コーポグリーン106
債務者　中野百合子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
鹿児島県薩摩川内市平佐町5050番地１　ハイタウン平佐住宅９号棟35号室、前住所鹿児島県薩摩川内市鳥追町５番６号
債務者　城本　良子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第８５号
鹿児島県薩摩郡さつま町轟町21番地３レインボーハイツ久木野102号、前住所鹿児島県薩摩郡さつま町紫尾4373番地
債務者　平藪　日重
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第８６号
鹿児島県出水市下鯖町1672番地加紫久利団地28号、前住所鹿児島県出水市五万石町738番地土井アパート101号
債務者　池田　加奈（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第９０号
北海道小樽市花園２丁目12番12号
債務者　浅里　英明
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第９２号
茨城県龍ケ崎市8344番地24　ラフォーレ竜ケ崎Ｂ棟201号室
債務者　加藤　寛之
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第９７号
茨城県取手市宮和田311番地３　藤代ハイツ404
債務者　川村さゆり
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第９８号
茨城県取手市白山１丁目７番40号
債務者　伊藤　辰夫
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１００号
茨城県取手市野々井1101番地１　ハーモニータウン１―1311
債務者　高木　　猛
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係